

目的を隠して呼び出す アポイントメント商法



●女性から電話が…

販売目的を隠してイベントや景品で呼ぶ事務所に出し、高価な会員権などの契約を迫ってくるアポイントメント商法

資格取得(士)商法

●勤務先に電話がかかってくる



●2、3日後、受講証と振込用紙が送られてくる



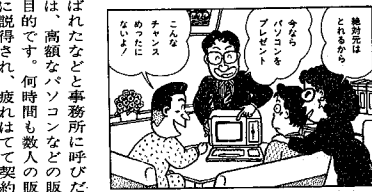
こんな手口で若者をねらう

悪質商法にご注意

契約にカかわる消費者被害が年ごとに増加し、手口も悪質で巧妙になってきています。このような被害にあわないためには、契約の知識を持つこと、悪質な商法の手口を知っておくことが大切です。

資格取得商法とは突然勤務先などに電話がかかり、あまい返事をするとう契約成立として高額な受講料を請求するものです。行政書士、旅行主任など公的な資格が簡単に取れると言われる。民間資格をあたかも公的資格であるように説明したり、もうすぐ国家資格になるからと勧誘する場合もあります。①職場に一方的に電話をかけてきて、勧誘も強引②合格後に仕事を必ず回すなどの説明③「〇〇省(庁)の推薦を受けている」など、公的機関の名前を出すなどが挙げられます。④契約をネグに、次の契約を迫られたり、名簿から名前を消すための手数料という名目で契約を迫られる場合もあります。⑤「受けない」と断る態度が必要で、一般的に電話による契約はクーリング・オフできません。資格を取りたいときは、自分でよく調べましょう。

●事務所で



選ばれたなどと事務所呼び出すのは、高額なパソコンなどの販売が目的です。何時間も数人の販売員に説得され、疲れて契約するはめになります。

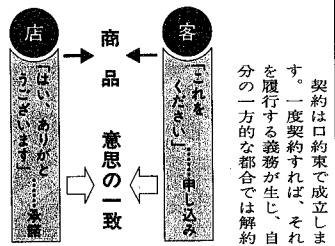
●販売店に電話すると…



お金もないし、じやもない、こんなもの使えない、パソコンだって、もっと安い…

今ごろ何、言ってるの、解らないよ、できないなんて

口頭でも契約は成立



友人を紹介すれば儲かると言われ、結局損をした上、大切な友人も失う！

友人を紹介すれば儲かると言われ、結局損をした上、大切な友人も失う！

「この商品を買って会員になり、新会員を紹介すれば販出手数料が入ります」 「たくさん売れば将来代理店として営業も」などと誘う組織販売をマルチ商法といいますが、

①簡単にドアを開けず、まず聞こう「名前と目的」②うますぎる話にはいつも落とし穴がある③一人で決めるに家族・知人にまず相談④勇気を持って、はっきり言おう「いいません」⑤じっくり読もう契約書

未成年者の契約には親の同意が必要

未成年者(二十歳未満)の契約は、親の承諾がないと親権者が本人が契約取り消しの通知を出すことで取り消せます。ただし、成人した後には代金を支払うと取り消すことはできません。

悪質な販売などでお困りのときは、市消費生活センターへ

(☎ 22811000)

知っておきたい"クーリング・オフ制度"

訪問販売のとき 8 日以内なら解約できます

クーリング・オフの期間は

- 訪問販売なら書面を受け取った日から… **8日以内**
- 連鎖販売取引(マルチ商法)は書面を受け取った日から… **14日以内**

解約の申し出は書面で

クーリング・オフとは訪問販売などで商品購入を契約した場合は、支払った代金を返してもらおうとすることができ、商品も引き取ってもらえなくなります。

クーリング・オフの条件

- ①訪問販売による契約申し込みであること
- ②契約申し込みの書面を受け取った日を含めて8日以内であること
- ③指定された商品(サービス・権利)の購入であること
- ④化粧品など使うと商品価値がなくなるものは、まだ使用していないこと
- ⑤代金が全額支払い済みであっても、三千元以上の契約であること
- ⑥解約申し出を書面によりしていること

クーリング・オフをするとき

電話ではだめ。必ず書面を出すこと。内容証明郵便で出すこと。内容証明郵便は、はがきで出す場合は「こ」を取って簡易書留にして出すこと。クレジット払いの場合は念のため、販売会社と同様の書面をクレジット会社に送るといいよ

ハガキ簡易書留でクーリング・オフをするとき

両面のコピーを取る

申込契約日 平成〇年〇月〇日

販売会社名 □株式会社

商品名 □〇〇〇〇

担当者名 □〇〇〇〇

右記の申し込みを撤回(または契約解除)します

平成〇年〇月〇日

住所 氏名